

岡山労働局発表  
令和4年10月27日

担	岡山労働局 労働基準部 監督課長 森 健太 過重労働特別監督監理官 貞宗 恵治
当	電話 086 (225) 2015

## 11月は「過労死等防止啓発月間」、「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」 ～労働局長・運輸支局長による職場訪問を実施します（中四国初！）～

厚生労働省では、過労死等を防止することの重要性について、国民の皆さまの関心と理解を深めるため、過労死等防止対策推進法で11月を過労死等防止啓発月間と定め、岡山労働局、労働基準監督署で周知・啓発などに取り組んでいます。岡山労働局では、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、岡山労働局長・岡山運輸支局長の合同による県内のベストプラクティス企業への職場訪問、休日の無料電話相談、長時間労働が疑われる県内事業場への重点的な監督指導を実施します。

また、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置付け、大企業・親事業者の働き方改革の取組が下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないよう、「しわ寄せ」防止対策の取組の周知・啓発などを行います。

### 11月の取組の概要

#### 1 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催【資料No.1】

11月11日（金）14時から、おかやま未来ホール（イオンモール岡山5階）において、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

過労死問題について埴田和史（たおだ かずし）氏、ハラスメント関係について三木啓子氏による講演、過労死遺族の講話を予定しています。

#### 2 過重労働解消キャンペーン【資料No.2、別紙】

##### （1）労働局長・運輸支局長の合同によるベストプラクティス企業への職場訪問

働きやすい職場づくりを積極的に行っている企業を訪問し、取組事例を伺います。今年度は、中四国地方で初めて、岡山労働局長と岡山運輸支局長が合同で職場訪問を行います。 **【取材可】**

訪問先：鶴信運輸株式会社（岡山市中区倉富 394）

日時：11月21日（月） 10時～

(2) 過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日を設定

**11月1週目を過重労働相談受付集中期間**とし、岡山労働局・労働基準監督署等にて、過重労働や労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、全国で休日の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、長時間労働、賃金不払残業のほか、年次有給休暇、解雇など労働条件全般に渡って、「労働基準監督官」が相談に応じます。

受付日時：11月5日（土） 9：00～17：00  
フリーダイヤル：0120-794-713

(3) 長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督

ア 過労死等の労災請求が行われた事業場

イ 労働基準監督署、ハローワークなどに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

3 「しわ寄せ」防止の周知・啓発【資料No.3】

大企業・親事業者の働き方改革に伴って、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせないよう、以下の取り組みを行います。

ア 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間を中心に積極的な周知啓発活動

イ 岡山労働局・労働基準監督署等に寄せられた「しわ寄せ」相談の情報を中国経済産業局に提供

ウ 監督指導において労働基準関係法令違反が認められ、その背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会・中小企業庁へ通報

## 令和4年度過重労働解消キャンペーンの概要

### 1 実施期間

令和4年11月1日（火）から11月30日（水）までの1か月間

### 2 具体的な取組

#### (1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合等に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などについて、岡山労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促しました。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者には「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて要請します。

#### (2) 労働局長・運輸支局長の合同によるベストプラクティス企業への職場訪問の実施

働きやすい職場づくりや長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例についてホームページなどを通じて地域に紹介します。

今年度は、中四国地方では初めて、岡山労働局長と岡山運輸支局長が合同で、労働時間短縮などに取り組む運送事業者を訪問します。

🚦 訪問先：鶴信運輸株式会社（岡山市中区倉富394）

🚦 日時：令和4年11月21日（月）10:00～

#### (3) 重点監督を実施します

##### ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

##### イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等
- ② 賃金不払残業が行われていないか
- ③ 労働時間の管理を適正に把握しているか。
- ④ 長時間労働者に対して、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられているか

##### ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※ 監督指導の結果、1年間に2回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合等は、ハローワークにおいて、一定期間求人を受理しません。

また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うようご協力をお願いしています。

(4) 過重労働相談受付集中期間に、「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

11月1日(火)から11月5日(土)(11月3日(木)を除く)までを過重労働相談受付集中週間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。

また、11月5日(土)にフリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の労働基準監督官が、特別労働相談を実施します。

[フリーダイヤル] <sup>フリーダイヤル</sup> 0120-794-713 <sup>なくしましょう</sup> <sup>長い残業</sup>

[実施日時] 令和4年11月5日(土) 9:00~17:00

この期間以外に、いつでも相談や情報提供を受け付けています。

ア 岡山労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)

岡山署	086-225-0591	倉敷署	086-422-8177	津山署	0868-22-7157
笠岡署	0865-62-4196	和気署	0869-93-1358	新見署	0867-72-1136

イ 労働条件相談ほっとライン(委託事業)

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] <sup>フリーダイヤル</sup> 0120-811-610 <sup>はい!</sup> <sup>労働</sup>

[相談受付時間] 月~金 17:00~22:00

土日・祝日 9:00~21:00

[URL] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>



ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL] [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki jun/mail\\_madoguchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/mail_madoguchi.html)



(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、会場又はオンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。(無料でどなたでも参加できます。)

(専用ホームページ)

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

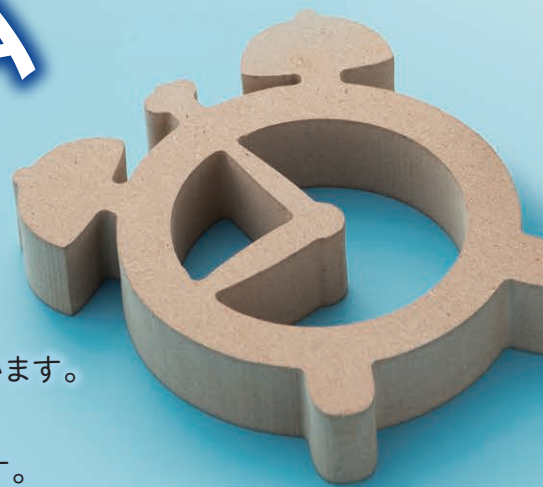


ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 過労死等 防止対策推進 シンポジウム



過労死をゼロにし、  
健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって  
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。  
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にも  
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

岡山 会場

参加  
無料

事前申込

2022年

日時

11月11日(金)

14:00~16:30 (受付13:30~)

会場

おかやま未来ホール  
(イオンモール岡山 館内 5F)  
(岡山市北区下石井1丁目2番1号)

講演①

「生きること、働くことを、  
過労死問題を通じて考える」

びわこリハビリテーション専門職大学 教授  
たおだ かずし  
埴田 和史 氏



講演②

「ハラスメントのない  
職場環境に向けて」

アトリエエム株式会社代表取締役 産業カウンセラー  
三木 啓子 氏



新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで  
二次元バーコードを  
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省 後援：岡山県、岡山県市長会、岡山県町村会  
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、  
岡山県経済団体連絡協議会、一般社団法人岡山県商工会議所連合会、岡山県経営者協会、  
一般社団法人岡山経済同友会、岡山県中小企業団体中央会、岡山県商工会連合会

# 岡山会場

## [講演 ①]

### 「生きること、働くことを、 過労死問題を通じて考える」

たおだ かずし

埴田 和史 氏 (びわこリハビリテーション専門職大学 教授)

## [講演 ②]

### 「ハラスメントのない職場環境に向けて」

三木 啓子 氏 (アトリエエム株式会社代表取締役 産業カウンセラー)

## [過労死遺族の声]

## 会場のご案内

### おかやま未来ホール イオンモール岡山 館内 5F (岡山市北区下石井1丁目2番1号)

・JR岡山駅から徒歩5分(駅地下街から直結)

## 参加申込について

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。尚、定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。

## ●Webからの申し込み：

スマートフォンで二次元バーコードを  
読み込んで下さい。



<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 **FAX 番号 052-915-1523**

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- 経営者     会社員     公務員     団体職員     教職員     医療関係者     弁護士  
 社会保険労務士     パート・アルバイト     学生     過労死等の当事者・家族  
 その他 [ ]

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

講演1・2へ質問がある方は以下にご記入ください。 ※当日、全てお答えできるわけではございませんが参考にさせていただきます。

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針」(<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話：☎0570-070-072 E-mail : [karoushiboushisympo@p-unique.co.jp](mailto:karoushiboushisympo@p-unique.co.jp) 株式会社プロセスユニーク

たおだ かずし

## 埴田 和史 氏

びわこリハビリテーション専門職大学 教授

1983年 滋賀医科大学卒業

1991年 滋賀医科大学大学院医学研究科修了(医学博士学位取得)

1998年 滋賀医科大学 予防医学講座助教授

2000~2001年

スウェーデン王立労働生活研究所客員上級研究員

2008年 滋賀医科大学 社会医学講座衛生学部門准教授

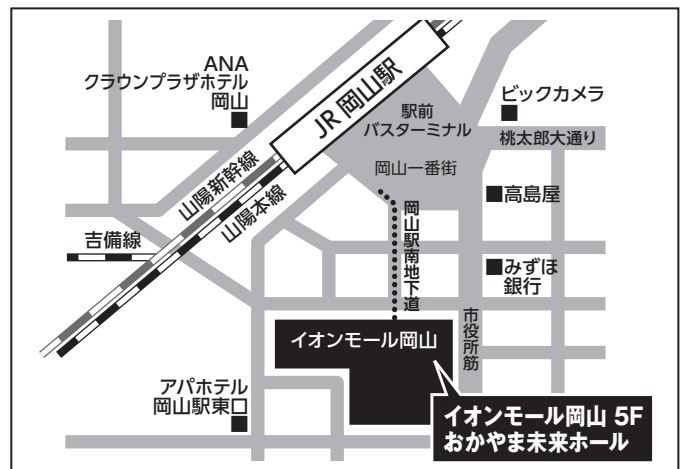
2020年 びわこリハビリテーション専門職大学教授

資格：日本人間工学会認定人間工学専門家、労働衛生コンサルタント

## 三木 啓子 氏

アトリエエム株式会社 代表取締役 産業カウンセラー

民間企業、男女共同参画センター等で勤務の後、2005年にアトリエエム株式会社を設立、代表取締役に就任。パワハラ、セクハラ、マタハラ、アカハラ、LGBT等のハラスメント防止研修、人権研修、メンタルヘルス研修、アンガーマネジメント、アサーティブ・コミュニケーション、ワーク・ライフ・バランス並びに人材育成事業等を行っている。



厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します

## 01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。



## 02 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

## 03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

## 04 労働相談を実施します

11月5日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和4年11月5日(土) 9時～17時 ☎️ **0120-794-713**

11月1日・2日・4日・5日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

なくしましょう 長い残業



相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

## 05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から12月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」[委託事業]を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

参加費無料

\*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>



## 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

\*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



働き過ぎていませんか？

11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

労働基準監督官が相談をお受けします。

無料 令和4年11月5日(土) 9時～17時

なくしましょう 長い残業

過重労働解消  
相談ダイヤル

☎️ **0120-794-713**

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 検索

労働条件相談  
ほっとライン  
(厚生労働省委託事業)

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

☎️ **0120-811-610** 月～金 17:00～22:00  
土日祝日 9:00～21:00

# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



## 労働時間などの現状は？

知っていますか？

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となってうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

## 長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



## 確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



確かめよう労働条件サイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

## 働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。



働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



# 過重労働による健康障害を防止するために

## 01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。



## 02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

## 03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆労働時間等見直しガイドラインに挙げられている取組メニューに留意しながら、労働時間等の設定の改善に取り組みましょう。
- ◆勤務間インターバル制度(※3)の導入にも努めましょう。



## 04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)  
 ※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)  
 ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み  
 ※4 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)



# 11月は 「しわ寄せ」防止 キャンペーン 月間です。

気をつけてください…。  
その発注がどこかの職場で

「しわ寄せ」を

生んでいるかもしれませぬ。



大企業・親事業者による  
長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を  
生じさせている場合があります。  
大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！  
適正なコスト負担を伴わない  
短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止  
特設サイト



# 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

## 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等の発症に影響を及ぼすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① **週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。**
- ② **発注内容の頻繁な変更を抑制すること。**
- ③ **発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。**

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

### ① **親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!**

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の**適正なコストは親事業者が負担すること。**
- 親事業者は、下請事業者の**「働き方改革」を阻害する**不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

### ② **発注内容は明確にしましょう!**

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう**長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。**
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。**

### ③ **対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!**

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議すること。**

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月5日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和4年11月5日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月5日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消  
キャンペーン